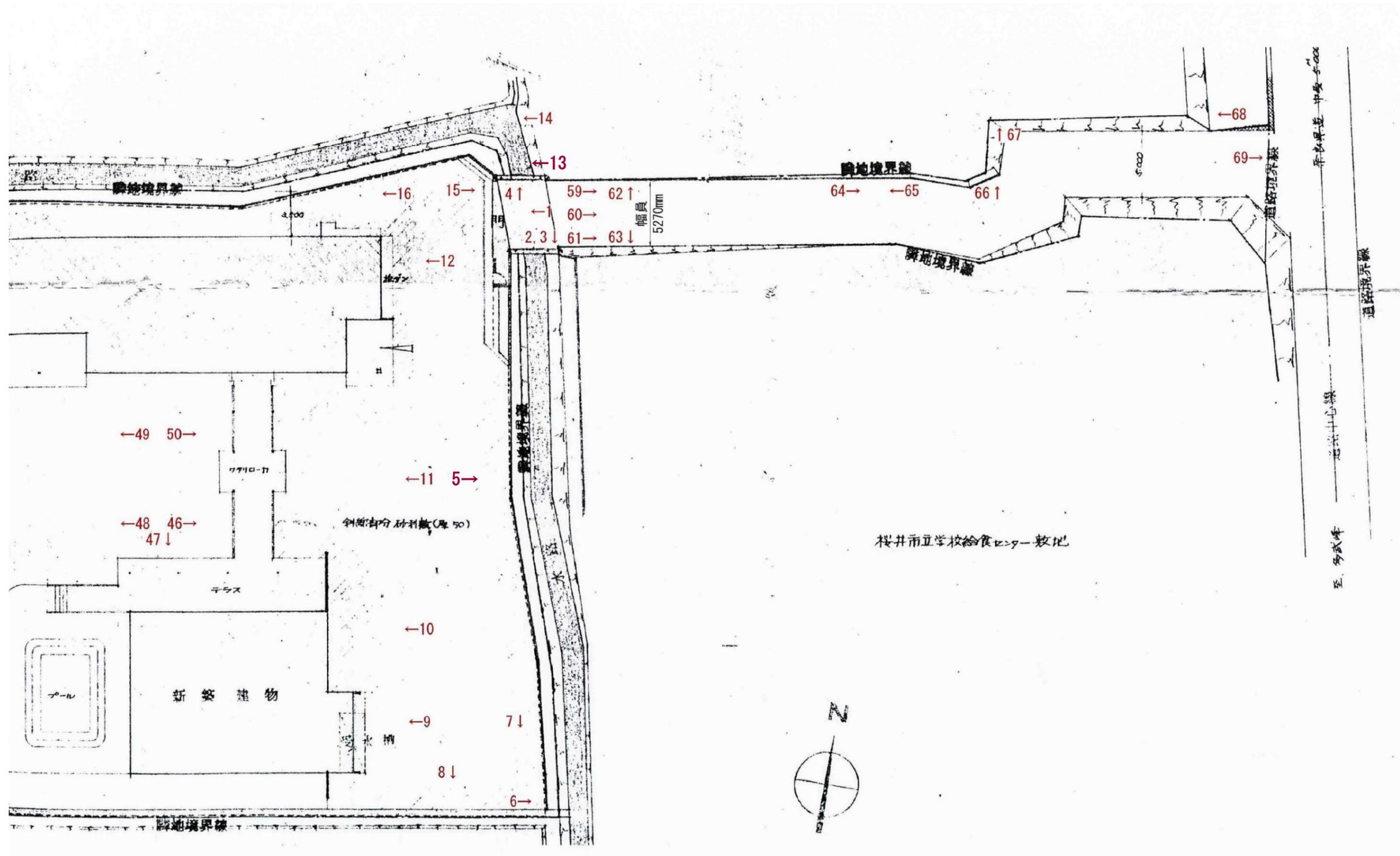


10.現地調査結果

現地調査の結果を次頁に示す。

1) 桜井南幼稚園の現地調査結果



No	写真	コメント
1		南幼稚園正門前
2		正門付近水路-1
3		正門付近水路-2

No	写真	コメント
4		正門付近水路-3
5		東側境界
6		倉庫D横境界

No	写真	コメント
7		倉庫D付近
8		関係者駐車場
9		倉庫A,B,C付近-1

No	写真	コメント
10		倉庫A,B,C付近-2
11		渡り廊下付近
12		正門付近 (園舎南側)

No	写真	コメント
13		<p>正門付近 北側水路-1</p>
14		<p>正門付近 北側水路-2</p>
15		<p>正門 門柱裏</p>

No	写真	コメント
16		園舎北側通路-1
17		園舎北側通路-2
18		園舎北側通路-3

No	写真	コメント
19		菜園北西角部
20		菜園付近-1
21		菜園付近-2

No	写真	コメント
22		菜園北側境界-1
23		菜園北側境界-2
24		菜園西側境界-1

No	写真	コメント
25		菜園西側境界-2
26		西側通用口付近-1
27		西側通用口付近-2

No	写真	コメント
28		西側通用口付近-3
29		西側通用口付近-4
30		西側敷地境界-1

No	写真	コメント
31		西側敷地境界-2
32		飼育小屋付近-1
33		飼育小屋付近-2

No	写真	コメント
34		西側敷地境界-3
35		南西角部
36		南側敷地境界-1

No	写真	コメント
37		南側敷地境界-2
38		南側敷地境界-3
39		園庭-1

No	写真	コメント
40		園庭-2
41		砂場-1
42		砂場-2

No	写真	コメント
43		南側敷地境界-4
44		南側敷地境界-5
45		プール

No	写真	コメント
46		南側園舎-1
47		南側園舎-2
48		園庭-3

No	写真	コメント
49		園庭-4
50		渡り廊下
51		西側通用口

No	写真	コメント
52		北西角部
53		北側境界
54		西側境界-1

No	写真	コメント
55		西側境界-2
56		西側境界-3
57		南西角部

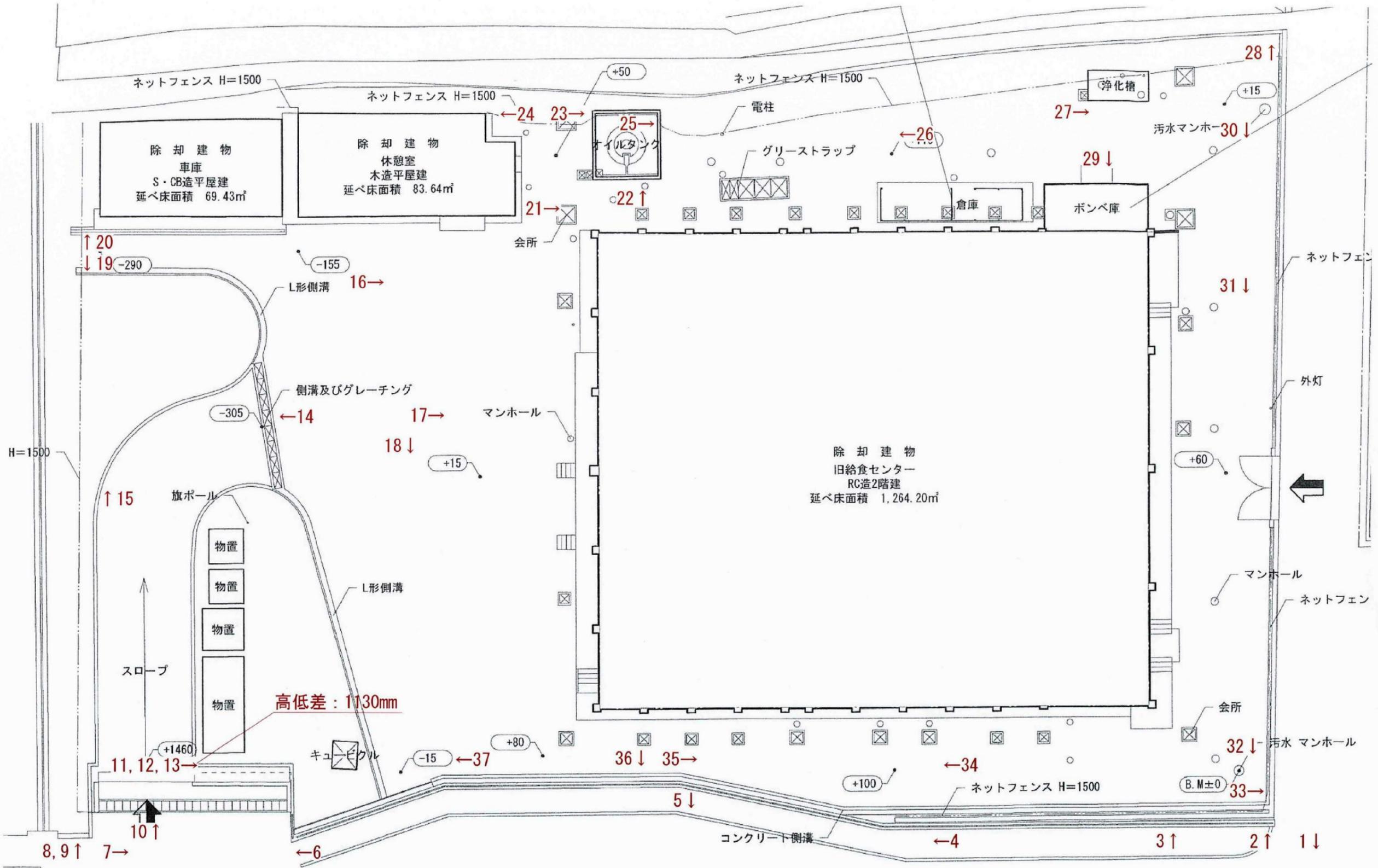
No	写真	コメント
58		南側境界
59		アプローチ部-1
60		アプローチ部-2

No	写真	コメント
61		アプローチ部-3
62		アプローチ道路幅員-1 5270mm
63		アプローチ道路幅員-2 5270mm

No	写真	コメント
64		アプローチ部-4
65		アプローチ部-5
66		アプローチ部-6

No	写真	コメント
67		アプローチ部-7
68		アプローチ部境界
69		近隣駐車場

2) 旧給食センターの現地調査結果



No	写真	コメント
1		<p>南幼稚園 近隣駐車場</p>
2		<p>北側入り口 アプローチ付近</p>
3		<p>北東建物角部</p>

No	写真	コメント
4		東側歩道
5		東側斜面
6		南側入り口付近 1

No	写真	コメント
7		南側入り口付近 2
8		南側入り口付近 境界水路
9		南側入り口付近 境界水路

No	写真	コメント
10		入口スロープ正面
11		入口門扉浦
12		スロープ高低差 1 1130mm

No	写真	コメント
13		<p>スロープ高低差 2 1130mm</p>
14		<p>スロープ</p>
15		<p>スロープ中間部 境界付近</p>

No	写真	コメント
16		荷捌き 1
17		荷捌き 2
18		荷捌き 3

No	写真	コメント
19		南側防災倉庫裏
20		南側車庫裏
21		西側通路 (オイルタンク付近)

No	写真	コメント
22		オイルタンク 1
23		オイルタンク 2
24		西側境界水路 (休憩室付近)

No	写真	コメント
25		<p>西側境界水路 (オイルタンク付近)</p>
26		<p>西側通路 (倉庫付近)</p>
27		<p>浄化槽</p>

No	写真	コメント
28		<p>北西角部 (幼稚園側撮影)</p>
29		<p>ボンベ庫</p>
30		<p>北側通路</p>

No	写真	コメント
31		<p>北側通路 (北側入り口付近)</p>
32		<p>北側通路 (幼稚園入り口付近)</p>
33		<p>幼稚園入り口付近との 高低差</p>

No	写真	コメント
34		東側通路 1
35		東側通路 2
36		東側通路 (歩道部との高低差)

No	写真	コメント
37		<p>キュービクル付近 (歩道部との高低差)</p>

1.1.上位・関連計画における基本方針の整理

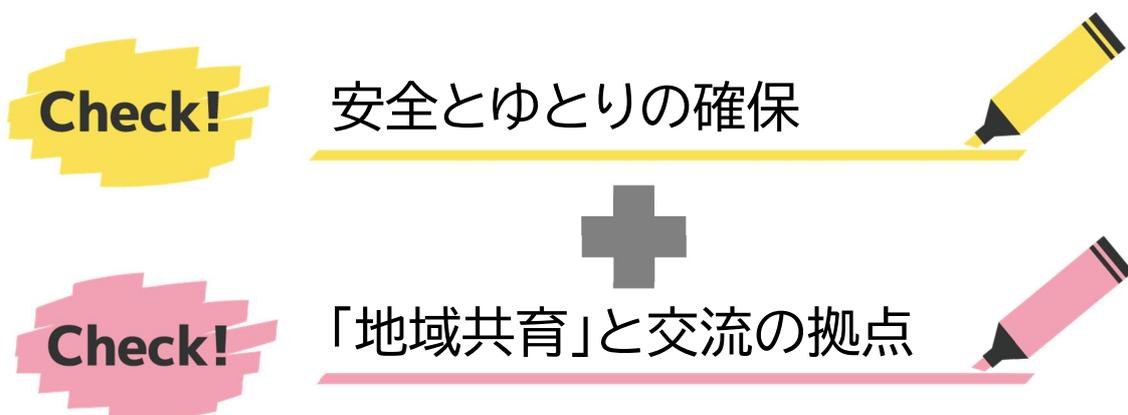
上位・関連計画における基本方針、また市の施政方針を踏まえ、計画策定の基本的な考え方を以下に整理します。

□基本方針の整理

	項目	基本方針
1	施設整備の方向性	「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて基本計画【改訂】(令和7年3月)」より令和10年度までに1施設の開園を目指し、その結果や社会情勢を踏まえながら合計3施設の整備を目指す。
2	施設数	「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて基本計画【改訂】(令和7年3月)」より就学前施設整備の第一段階として、認定こども園を1施設整備します。 第二段階として、さらに2施設の整備を目指します。2施設目以降については、第一段階の1施設と並行して検討を進めながら、子どもの数の推移、社会情勢変化、新施設の利用状況、私立施設の動向、小中学校の統廃合状況等を踏まえて、その必要性や位置、規模、また既存園の利活用等を検討します。
3	施設の規模	「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて基本計画【改訂】(令和7年3月)」より第一段階の施設の規模は、定員160~200人程度の規模を想定します。 第二段階では、上記の条件を踏まえるとともに、今後の利用動向変化を柔軟に受け入れられる余裕を持たせながら規模を想定し、各候補地の実情に即して決定します。
4	施設の配置	「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて基本計画【改訂】(令和7年3月)」より第一段階の施設の位置は、旧学校給食センター等敷地を候補地とします。 第二段階の2施設としては、上記の条件を考慮して県営住宅桜井団地余剰地並びに条件を満たす市内北部地域からの選定を検討します。
5	既存施設の閉園	「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて基本計画【改訂】(令和7年3月)」より第一段階の施設開園に伴い、当該施設の近隣に立地する第2保育所、桜井南幼稚園、安倍幼稚園を閉園します。 また、第二段階では、第1保育所、第5保育所、桜井西幼稚園、織田纏向幼稚園へ通園していた子どもを優先的に受け入れる認定こども園の開園を目指します。 これ以外の既存施設である、第3保育所、三輪幼稚園については当面、安全に配慮しながら運営を続け、子どもの数の動向や認定こども園の利用状況等を見ながら対応を検討します。

12.コンセプトの検討

認定こども園施設の整備においては、“安全とゆとりの確保”と“「地域共育」と交流の拠点”の2つを基本方針として、施設計画を進めます。



1. 安全とゆとりの確保

- 敷地における建物の配置・形状の検討に際しては、子どもの安全性の確保を最優先するとともに、ゆとりのある教育・保育環境や魅力的な施設の実現を目指した設計を行います。
- 「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて基本計画【改訂】（令和7年3月）」を踏まえて、敷地における建物の配置・形状などの検討においてセキュリティ面の「安全性」を重視しつつ、施設の内部は「ゆとり」を重視します。

子どもの「安全」

- 子どもたちの安全を守り、しっかりとした防犯対策を講じられる施設とします
- できる限り死角のない施設配置、開放感に配慮した防犯対策の充実、誰もが利用しやすいバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進を図ります
- 送迎時の交通安全に配慮した施設とします
- 新たに整備する駐車場は一方方向の通行とすることにより、車の行き違いをなくし、安全でスムーズな送迎動線を計画とします
- 教育・保育に当たる保育教諭が安全・安心で子どもたちを心豊かに育む教育・保育が行えるよう、施設内の動線計画や業務環境を整えます

- 本計画地の山側（東側）には、土砂災害警戒区域（桜井-河西-001）が指定されており、主要地方道側敷地の北側の一部と、南側敷地の概ね全域が警戒区域に入っているため、土砂災害警戒区域（桜井-河西-001）に立地していることに配慮した整備とします
- 園舎が主要地方道より地盤が低い位置にあることから水害対策として基礎を高くする等の配慮を行います
- 耐震性、耐火性に強い施設とする必要があるため鉄骨造等を検討して採用します
- 近年不定期に多発する局地的な豪雨、大規模地震等を想定した整備を行います

「ゆとり」ある空間づくり

- 子どもたちがのびのびとゆとりを持って過ごせる、空間に余裕ある施設とします
- 広々とした共有スペースや遊び場、学習エリアを配置し、子どもたちが思いっきり遊び、学び、自由に表現できる場を提供します
- 多様な経験ができるような保育室や遊戯室、自然に触れ合い春夏秋冬の四季を感じることができる園庭、ゆとりあるトイレや玄関まわり、多様な活動を可能とするスペースの確保をおこないます
- 子どもたちがのびのびと遊べる園庭とします
- 子どもたちが、家庭に次いで長い時間を過ごす生活と学びの場であることに十分配慮した施設整備とします
- 0 から 5 歳児の生活空間として、乳児と幼児等の行動に配慮した施設やスペースを設けます
- 地域産木材を利用し、子どもたちが日常的に木とふれあえるよう園舎の内装や家具に木材を多く取り入れ、木のぬくもりが感じられる施設とします
- 園舎が園庭を囲んで配置されており、広々とした空間を創出し、広くて明るくゆったり過ごせる保育室等を適切に配置し、屋外での活動を促すよう園舎と園庭をゆるやかにつなげます
- 会議エリアや収納スペース等を十分に確保し、ゆとりある保育施設を整備します

2. 「地域共育」と交流の拠点

- 認定こども園施設の設計にあたっては、施設での教育・保育を行う関係者、施設で生活しサービス提供を受ける子どもの保護者といった、直接施設利用に関わる主体の意見やニーズを設計の各段階において把握し、適切に反映します。
- 施設の検討に際しては、地域住民、園関係者等の関係主体の意見を十分に聴きながら、協議・調整を行い、関係主体の理解と協力の下で整備を進めることで、地域共育と交流拠点の実現を図ります。

地域共育と交流拠点の実現

- 子どもたちや保護者など地域の様々な世代が集まり交流できる空間を設け、地域の人々が快適に交流できる場所を提供します
- 遊戯室や園庭などで季節ごとのイベントやワークショップ・講座などを開催し、子どもたちと地域住民が園に集まり、一緒に楽しむことで、地域の交流を育み、地域全体でこども達を育てる地域コミュニティを強化します
- 地域の資源や専門知識を活用し、地域の住民や専門家が子供達に様々な経験やスキルをシェアできる地域に根ざした教育と文化交流の場を提供します
- 子育て相談や支援機能を持ち、園務システムなど ICT 等の活用により、保護者や地域との情報共有や連携が図りやすい施設とします
- 地域に溶け込んだ活動がしやすい施設とします

関係主体とともに推進

- 保育者と保護者が日頃からコミュニケーションをはかり、子どもの育ちを共有します
- 親子が楽しく、保護者同士が気軽にふれあえる機会やしくみをつくります
- 家庭、地域社会と協力して教育及び保育を進め、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たします
- 保護者、住民、自治会、幼稚園・保育所関係者、学校関係者、教育委員会、市行政等による組織を設置し、認定こども園整備に向けた検討・協議を行っていきます
- 地域社会や関係諸機関と連携を図りながら、子どもたちの健やかな育ちを実現できるよう地域の子育て家庭を支援します

維持管理の最適化

- 更新の容易な資材等を採用するなど、修繕や更新が容易な仕様とし、修繕・更新費用の低減を図ります
- 費用対効果を踏まえた部材・機器等の選定等により、清掃等管理の容易性の確保、施設の長寿命化、光熱水費の縮減など、環境に配慮したライフサイクルコストの低減を図ります

第3章 事業計画の検討

第3章

事業計画の検討

1. 導入機能・施設規模の検討

1) 現況の施設規模の整理

本計画は、「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて基本計画【改訂】」において、第2保育所、桜井南幼稚園、安倍幼稚園の3施設を集約して、こども園を整備するもので、その施設規模は、現況の3施設の合計面積 3,083 m²以下とすることが、桜井市公共施設等総合管理計画において定められています。

□現況の施設面積

施設名	建築物	棟別床面積	施設延床面積
第2保育所	保育室棟	1,345	1,641
	遊戯室棟	296	
桜井南幼稚園	園舎棟	556	748
	遊戯室棟	192	
安倍幼稚園	園舎棟	694	694
3施設合計			3,083

2) 関連法令による必要機能の整理

① 園舎・園庭について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）（以下、こども園の設置基準という。）の第6条において、幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならないとされています。

また、園舎は、2階建以下を原則とします。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができます。

② 園舎に備えるべき設備

「こども園の設置基準」の第7条では、園舎に備えるべき設備は下記の通りで、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができます。

□備えるべき設備・努める設備

園舎に備えるべき設備		設備を備えるよう努める	
1	職員室	1	放送聴取設備
2	乳児室又はほふく室	2	映写設備
3	保育室	3	水遊び場
4	遊戯室	4	園児清浄用設備
5	保健室	5	図書室
6	調理室	6	会議室
7	便所		
8	飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備		

3) 導入機能の規模算定

① 面積規模の算定基準

幼保連携型認定こども園の各諸室の規模は、「こども園の設置基準」の第6条において、下記の通り示されており、本基準を基に必要規模を算出します。

A) 園庭の面積規模

園庭規模は、「こども園の設置基準」の第6条第7項の規定により算出します。

□園庭面積

	面積 (m ²)
園庭	園庭A + 園庭Bの面積を合算した面積以上

□園庭Aの面積算出

		学級数	面積 (m ²)
園庭A	いずれか大きい面積： ① + ③か、 ② + ③	①	2学級以下 $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
		②	3学級以上 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
		③	$3.3 \times \text{満3歳以上の園児数}$

□園庭Bの面積算出

学級数	面積 (m ²)
園庭B	$3.3 \times \text{満2歳以上満3歳未満の園児数}$

B) 園舎の面積規模

園舎規模は、「こども園の設置基準」の第6条第6項の規定により算出します。

学級数に応じて算定した面積

学級数	面積 (m ²)
1 学級	180
2 学級以上	320+100×(学級数-2)

C) こども園の諸室の面施規模

諸室は、「こども園の設置基準」の第7条第2項の規定により保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならないと定められています。また、第7条第6項の規定により各諸室の面積を算出します。

満3歳未満の園児に応じて算定した面積

設備	面積 (m ²)
ほふく室	3.3 m ² ×満2歳未満の園児のうち ほふくするものの数
乳児室	1.65 m ² ×満2歳未満の園児のうち ほふくしないものの数
保育室又は遊戯室	1.98 m ² ×満2歳以上の園児の数

4) 施設計画における規模算定

① 「こども園の設置基準」に基づく諸室面積の算定

園舎・園庭については、幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

園舎・園庭は、同一敷地内・隣接地に設置することが原則とする。

設置基準上必要な面積は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律」に基づき、奈良県が定めた基準を根拠とした必要規模を示す。

A) 園舎規模面積

次の(ア)(イ)に掲げる面積を合算した面積以上

(ア) 次の表の学級数に応じて算定した面積

学級数	面積(m ²)
1学級	180
2学級以上	320+100×(学級数-2)

(イ) 次の表の園児数に応じて算定した面積

設備	面積(m ²)
乳児室	1.65 m ² ×満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数
ほふく室	3.3 m ² ×満2歳未満の園児のうちほふくするものの数
保育室又は遊戯室	1.98 m ² ×満2歳以上の園児の数

B) 園舎に備えるべき設備

職員室、乳児室又はほふく室(満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合のみ)、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗い用設備、足洗用設備、ただし、特別の事情がある場合には、保育室と遊戯室、職員室と保健室との兼用可、保育室数は学級数以上。

【計算式】

(ア) $320+100 \times (9-2) = 1020 \text{ m}^2$

(イ) 435.6 m^2

	学級数	園児数	設置基準上必要な面積
0歳児	1学級	12人	39.6 m ²
1歳児	1学級	20人	33.0 m ²
2歳児	1学級	30人	59.4 m ²
3歳児	2学級	40人	39.6 m ² ×2
4歳児	2学級	40人	39.6 m ² ×2
5歳児	2学級	40人	39.6 m ² ×2
合計	9学級	182人	369.6 m ²

(ア) + (イ) = $1020 \text{ m}^2 + 369.6 \text{ m}^2 = 1389.6 \text{ m}^2$

園舎は1389.6 m²以上とする。

C) 園庭規模面積

次の(ア)(イ)に掲げる面積を合算した面積以上

(ア) 次の i) ii) の面積のうちいずれか大きい面積

i) 3歳児から5歳児の学級数に応じて算定した面積

学級数	面積(m ²)
2学級以下	330+30×(学級数-1)
3学級以上	400+80×(学級数-3)

ii) 3.3 m²×満3歳以上の園児数

(イ) 3.3 m²×満2歳以上満3歳未満の園児

【計算式】

(ア)

	定義	計算式	面積(m ²)
i)	400+80×(学級数-3)	400+80×(6-3)	640
ii)	3.3 m ² ×満3歳以上の園児数	3.3×128	423

(イ) 3.3 m²×満2歳以上満3歳未満の園児

$$3.3 \text{ m}^2 \times 30 \text{ 人} = 99 \text{ m}^2$$

園庭面積 739 m²以上 (640+99)

D) 施設計画における規模算定

必要諸室（園舎に備えるべき設備）

室名・設備名	定員	係数	算定面積
乳児室 (0歳児とする)	12人 (12人×1室)	1.65 m ²	19.8 m ²
ほふく室 (1歳児とする)	20人 (20人×1室)	3.3 m ²	66.0 m ²
保育室(2歳児)	30人 (30人×1室)	1.98 m ²	59.4 m ²
保育室(3歳児)	40人 (20人×2室)	1.98 m ²	79.2 m ²
保育室(4歳児)	40人 (20人×2室)	1.98 m ²	79.2 m ²
保育室(5歳児)	40人 (20人×2室)	1.98 m ²	79.2 m ²
遊戯室(2～5歳児)保育室と兼用可	150人	1.98 m ²	297.0 m ²
職員室			面積基準 なし
保健室			面積基準 なし
調理室			面積基準 なし
便所			面積基準 なし
飲料水用設備			面積基準 なし
手洗い設備			面積基準 なし
足洗い設備			面積基準 なし
園庭	園庭規模面積の算定より		739 m ²